（協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令の一部改正）

第五条　協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（平成五年政令第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一項を加える。

5　法第四十五条第一項第六号に掲げる事項の登記は、法第四十条第四項において準用する会社法第三百二十五条の二の規定による電子提供措置をとる旨を定款で定めた日又は当該事項に変更を生じた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

（保険業法施行令の一部改正）

第六条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の七を削り、第四条の八を第四条の七とし、第四条の九を第四条の八とし、第四条の十を第四条の九とする。

第五条の五を削る。

第五条の六の表第八百三十五条第一項の項中「第八百三十五条第一項」の下に「及び第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）」を加え、同表第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の項を削り、同条を第五条の五とし、第五条の七を第五条の六とし、第五条の八を第五条の七とし、第五条の九を第五条の八とする。

第五条の十の表第八百三十五条第一項の項中「第八百三十五条第一項」の下に「及び第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）」を加え、同表第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の項を削り、同条を第五条の九とし、第五条の十一を第五条の十とする。

第十条を削る。

第十条の二第一項中「第二項並びに第四十八条から第五十三条まで」を「第四十四条第二項第二号」に、「本店」と」を「本店」とあり、及び「営業所」と」に改め、「」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」を削り、同項の表第三十三条第二項の項を次のように改める。

第四十四条第二項第二号	営業所	事務所

第十条の二第一項の表第四十七条第三項の項、第四十八条第二項の項、第五十五条第一項の項及び第百四十八条の項を削り、同条第二項の表第十七条第三項の項を削り、同表第二十四条第一号の項中「事務所」を「主たる事務所」に改め、同表第四十八条第一項の項から第五十条第四項の項までを削り、同表第八十二条第二項の項及び第八十二条第三項の項を次のように改める。

第八十二条第二項	前項	保険業法第百七十条第三項において準用する前項
	本店	本店又は主たる事務所
第八十二条第三項	第一項	保険業法第百七十条第三項において準用する第一項
	第八十条又は前条	同条第三項において準用する第八十条又は前条

第十条の二を第十条とし、第十条の三を第十条の二とする。

第十一条の三第二項の表第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の項を次のように改める。

第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）	本店	主たる事務所

第十一条の四第三項の表第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の項を次のように改める。

第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）	本店	主たる事務所

第十二条の八中「及び第四項」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同条の表第九百三十七条第四項の項を削る。

第十七条の十六の表第八十二条第二項から第四項までの項中「から第四項まで」を削る。

第十七条の十七中「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削り、同条の表第九百三十七条第四項の項を削る。

第三十条の三第一項中「同法（」の下に「第一条の三、」を加え、「及び第二項」及び「、第五十一条第一項」を削り、「本店」と」を「本店」とあり、及び「営業所」と」に改め、「」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」を削り、同項の表第十二条の二第五項の項の前に次のように加える。

第一条の三	営業所	日本における主たる店舗（保険業法第百八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗をいう。以下同じ。）

第三十条の三第一項の表第三十三条第二項の項、第百二十九条第一項第四号の項及び第百四十八条の項を削り、同条第二項の表第二十四条第一号の項中「事務所」を「日本における主たる店舗」に改める。

（資産の流動化に関する法律施行令の一部改正）

第七条　資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

第五条の表以外の部分中「会社法」の下に「（平成十七年法律第八十六号）」を加える。

第二十条から第二十三条までを次のように改める。

第二十条から第二十三条まで　削除

第二十九条の見出し中「法等」を「法」に改め、同条第二項を削る。

第四十五条を次のように改める。

第四十五条　削除

（投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正）

第八条　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）の一部を次のように改正する。

第八十条の表に次のように加える。

第三百二十五条の二	取締役	執行役員
	株主総会参考書類等	投資主総会参考書類等